

大阪市告示第1537号

次の施設について、大阪市立共同利用施設条例（昭和49年大阪市条例第64号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年11月7日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立北中島センター	令和7年11月16日（日）	午前9時から 午後9時まで

（環境局環境管理部環境規制課）